

(仮称) かわまた認定こども園開設準備協議会規則

令和 2 年 5 月 1 日

教委規則 第 2 号

(設置)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（平成 6 年川俣町条例第 12 号）

第 3 条の規定に基づき、(仮称) かわまた認定こども園開設準備協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 施設整備等に関すること。
- (2) 給食等に関すること。
- (3) 子育て支援センター機能に関すること。
- (4) その他開設に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 幼稚園・保育園の園長
- (2) 幼稚園・保育園の保護者代表
- (3) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要と認めたときは、委員以外の関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和2年5月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。